

弔 慰 金 規 程

一般社団法人地域医療機能推進学会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域医療推進学会（以下、「学会」という。）の社員会員、一般会員（以下、「会員」という。）の福利厚生制度として実施する弔慰金制度について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会員のすべてに適用するものとする。

第2章 弔慰金

(弔慰金)

第3条 会員が死亡した場合、弔慰金として、別表に掲げる金額を支給する。

(受給者)

第4条 第3条に定める弔慰金の受給者は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定める者とする。ただし、同順位者が2人以上ある場合において、同順位者の人数によって等分するのが適当でない認められる合理的理由があるときには、学会が適当と認めるものに支給することができる。

(弔慰金の支給制限)

第5条 次の各号に該当する場合、第3条に定める弔慰金は支給しない。

(1) 会員が自殺した場合。

(2) 第4条に定める受給権者の故意により会員が死亡した場合。

ただし、その受給権者が第4条に定める受給権者の一部の受給権者であるときには、その残額を他の受給権者に支払う。

2 就業規則に規定する懲戒解雇の該当事由が存在する者については、第3条に定める弔慰金を減額し、または支給しない。

第3章 その他

(支給申請手続)

第6条 第3条に定める弔慰金の支給は、学会所定の様式により所属長が申請手続きを行う。

2 第3条に定める弔慰金の申請手続きを怠った場合は、当該弔慰金の支給をしない。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

別表 (弔慰金)

社員会員・一般会員	支給額	10万円
-----------	-----	------

地域医療機能推進学会 弔慰金申請要綱

- 1 会員が死亡した場合、会員の所属先総務担当者より地域医療機能推進学会事務局へ連絡を入れる（E-mail : info@jchs.or.jp）

※ご遺族から所属先へ死亡の届け出があった日から10日以内とする

- 2 会員が死亡した連絡を受けた地域医療機能推進学会事務局は、会員の所属先総務担当者へ「弔慰金支給申請書(様式)」を送信する

- 3 所属先の総務担当者は、ご遺族へ「学会の福利厚生である弔慰金」について、説明をし、ご遺族の了解を得る

弔慰金規程参照：①弔 慰 金・・・10万円

②弔慰金受取人・・・退職手当金受取人と同一者

- 4 総務担当者は、所属長名による「弔慰金支給申請書(様式)」を地域医療機能推進学会あて郵送する

※申請日は、死亡の日から3か月以内とする（上記1は必須要件）

- 5 地域医療機能推進学会は、「弔慰金支給申請書(様式)」により弔慰金の支給を決定し、弔慰金受取人あて支給日の通知を発送し、支給する

- 6 地域医療機能推進学会が弔慰金を支給したのち、所属長へ報告する